

上尾市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和40年3月25日条例第5号）

最終改正：令和2年10月9日条例第40号

改正内容：令和2年10月9日条例第40号【令和2年11月21日】

（消防署の名称、位置及び管轄区域）

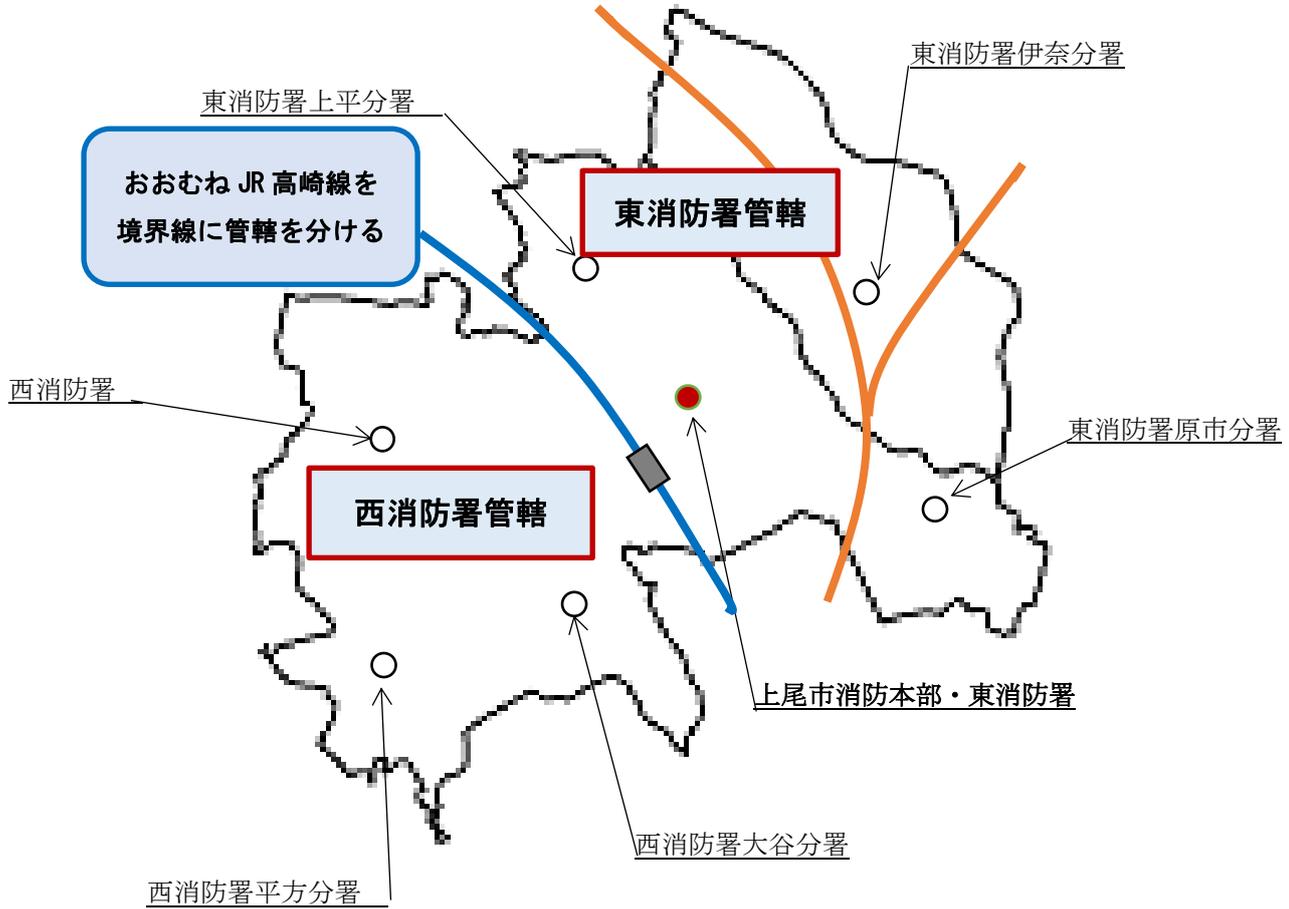
第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
上尾市東消防署	上尾市大字上尾村 537 番地	緑丘一丁目、緑丘二丁目、緑丘三丁目、緑丘四丁目、緑丘五丁目、上町一丁目、上町二丁目、宮本町、仲町一丁目、仲町二丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、日の出二丁目、日の出三丁目、日の出四丁目、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、柏座一丁目1番から4番まで、原新町、大字上尾宿、大字上尾村、二ツ宮、大字上尾下、大字原市、大字瓦葺、五番町、原市中一丁目、原市中三丁目、原市北一丁目、大字中妻、大字上、大字久保、大字西門前、大字南、大字菅谷、菅谷一丁目、菅谷二丁目、菅谷三丁目、菅谷四丁目、菅谷五丁目、菅谷六丁目、須ヶ谷一丁目、須ヶ谷二丁目、須ヶ谷三丁目、大字平塚、平塚一丁目、平塚二丁目、錦町、上平中央一丁目、上平中央二丁目、上平中央三丁目、 伊奈町全域
上尾市西消防署	上尾市中分一丁目 232 番地	愛宕三丁目、栄町、日の出一丁目、春日一丁目、春日二丁目、柏座一丁目7番から13番まで、柏座二丁目、柏座三丁目、柏座四丁目、谷津一丁目、谷津二丁目、富士見一丁目、富士見二丁目、大字平方、大字上野、大字平方領々家、大字上野本郷、大字西貝塚、中妻一丁目、中妻二丁目、中妻三丁目、中妻四丁目、中妻五丁目、大字沖ノ上、浅間台一丁目、浅間台二丁目、浅間台三丁目、浅間台四丁目、弁財一丁目、弁財二丁目、井戸木一丁目、井戸木二丁目、井戸木三丁目、井戸木四丁目、泉台一丁目、泉台二丁目、泉台三丁目、大字小泉、小泉一丁目、小泉二丁目、小泉三丁目、小泉四丁目、小泉五丁目、小泉六丁目、小泉七丁目、小泉八丁目、小泉九丁目、中分一丁目、中分二丁目、中分三丁目、中分四丁目、中分五丁目、中分六丁目、藤波一丁目、藤波二丁目、藤波三丁目、藤波四丁目、大字小敷谷、大字畔吉、大字領家、大字地頭方、大字壺丁目、壺丁目東、壺丁目西、壺丁目南、壺丁目北、大字今泉、今泉一丁目、今泉四丁目、大字向山、向山一丁目、向山二丁目、向山三丁目、向山四丁目、向山五丁目、大字大谷本郷、大字堤崎、大字中新井、大字戸崎、大字川、川一丁目、川二丁目、西宮下一丁目、西宮下二丁目、西宮下三丁目、西宮下四丁目

備考 この表において「柏座一丁目1番から4番まで」及び「柏座一丁目7番から13番まで」とは、これらの街区符号（住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号に規定する街区符号をいう。）による各街区の区域をいう。

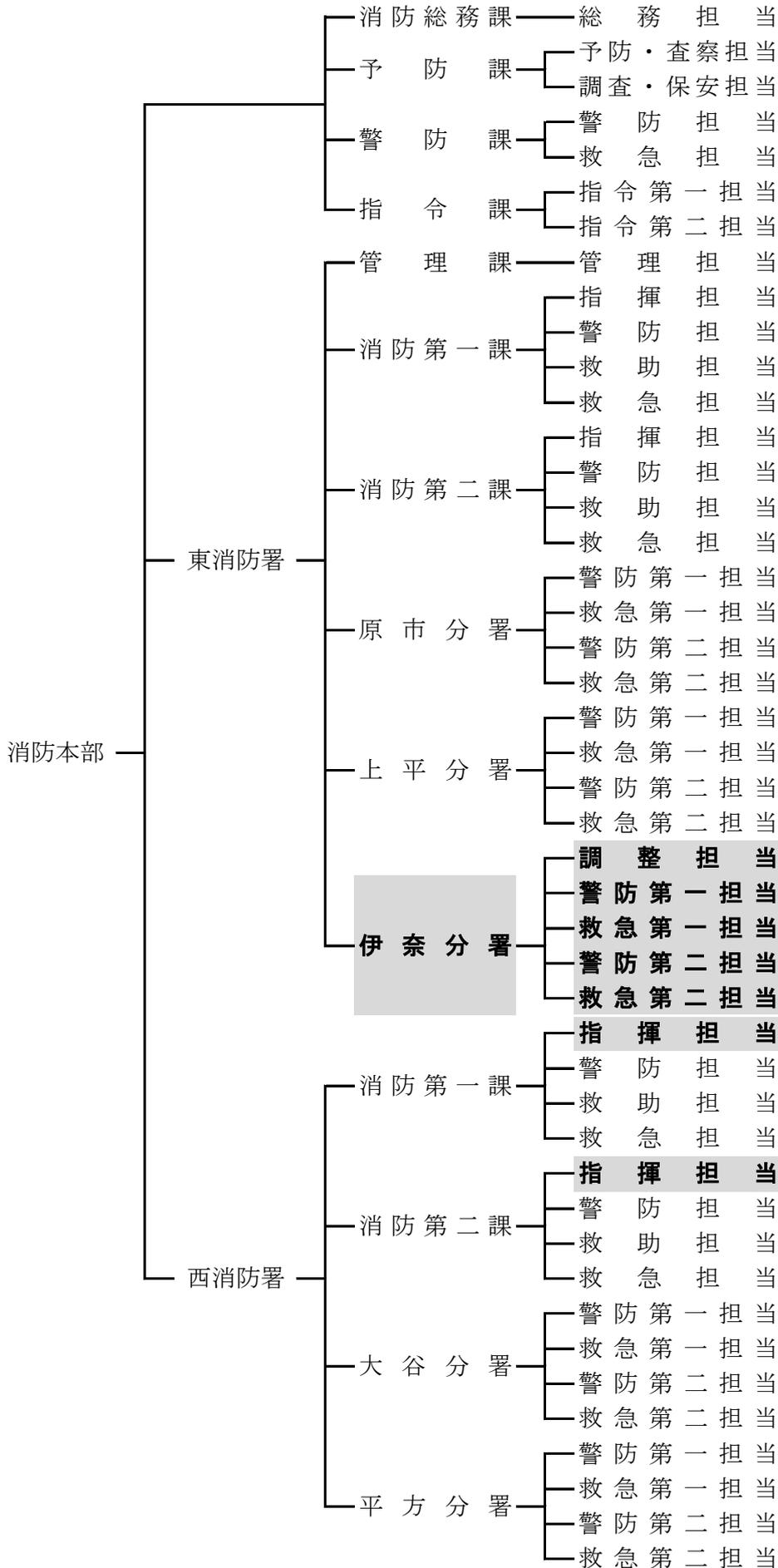
管轄区域について

資料 1-2



消防組織図

資料1-3



協議第 3 号

消防署所の位置及び名称について

参考

次の調整結果について協議を求める。

平成 27 年 7 月 7 日調整

上尾市・伊奈町消防広域化協議会
会 長 島 村 穰

調整結果	<ol style="list-style-type: none">1 広域化実施時の消防署所の位置は、現状の位置とする。2 消防署所の名称は、上尾市は現状のとおりとし、伊奈町消防署の名称を「伊奈消防署」とする。
------	---

(調整理由)

1 消防署所の位置について

- ・消防力の低い地域の解消は、消防施設の再配置又は新たな施設の建設が必要になるが、整備には一定の期間及び経費が必要となるほか、地域住民の理解を得ることが重要であることから、広域化実施時の消防署所の位置は、現状の通りとする。
- ・広域化実施時に管轄及び出動区域の見直しをすることで、消防力の向上が期待できる一方、他の地域と比較すると消防力が低い地域が一部存在することから、広域化実施後に課題解消に向けた将来的なビジョンを示す必要がある。

2 消防署所の名称について

- ・上尾市の 2 署 4 分署については現状の通りとする。
- ・現状の伊奈町消防署の名称は、上尾市消防本部の一組織となることから「伊奈消防署」とする。